



インドネシア: デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた通信・放送分野における法改正

執筆者: 吉本 祐介、Jeanne Elisabeth Donauw

インドネシアの発展のためには、コミュニケーションを容易にすること及び情報へのアクセスを確保することが重要となっています。

インドネシア政府は、デジタル・トランスフォーメーションを推進するため、郵便、電気通信及び放送分野における諸規則を改正するために、2021年政令第46号(以下「政令46号」といいます。)を制定しました。

本ニュースレターでは、政令46号における主要な変更点について説明します。

A. 郵便事業

政令46号により規制緩和

インドネシアで郵便事業を行う外資の事業者(以下「外資郵便業者」といいます。)は、従前は、以下の規制を遵守しなければなりませんでした。

- (i) 外資郵便業者は、内資の郵便事業を行う事業者(以下「内資郵便業者」といいます。)と合弁会社を設立し、内資郵便業者が合弁会社の過半数を保有すること。
- (ii) 外資郵便業者及びその関係会社は、一つの内資郵便業者とだけ提携できること。
- (iii) 郵便事業のサービス提供地域は、国際空港又は国際海港を有する州の州都に限定すること。

政令46号は、上記の要件を廃止又は修正することにより、より柔軟に事業を行うことを可能にしました。サービス提供地域の制限については、合弁会社は州都でのみ事業を行うことができるという規制は残りますが、国際空港や国際海港を有しない州で事業を行うことも可能となりました。

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

また、従来のネガティブ・リストでは、郵便事業における外国人株式保有は 49%までに制限されていましたが、最近制定されたネガティブ・リストでは外資の保有比率の制限は撤廃され、現在では 100%外国人保有の会社が郵便事業を行うことも可能となりました。しかし、ネガティブ・リストにおいては外資規制が緩和されましたが、政令 46 号は、外資郵便業者がインドネシアで事業を遂行するためには、少なくとも 1 社の内資郵便業者が株式を保有する合併会社を設立しなければならないと規定しています。合併会社の設立義務付け、及びサービス提供地域の制限は依然として遵守する必要があるようです。

代替的事業

郵便事業にはサービス提供地域の制限などの厳しい規制が課されていることから、投資家は、貨物利用運送事業(フレイトフォワード)のような類似の事業を行うことを検討することがあります。貨物利用運送事業においては、郵便事業と異なり、サービス提供地域の制限が課されていません。

代替的事業を選択する場合、貨物利用運送事業ライセンスの事業範囲で、想定しているすべての事業活動を行うことができるか確認する必要があります。インドネシアでは、企業は、許諾されたライセンスの範囲内でのみ事業活動を行うことができ、ライセンスの範囲外の事業活動を行った場合、コンプライアンス上の問題を引き起こす可能性があります。

さらに、サービス提供地域に制限はないとしても、貨物利用運送事業に適用されるその他の要件を慎重に確認する必要があります。例えば、外国人が保有する貨物利用運送会社は、郵便事業に比べて高額な 400 万米ドル以上の投資を行う必要があります。

B. 電気通信事業

電気通信網のパッシブインフラの共有

政令 46 号は、オムニバス法に基づき、パッシブインフラ(ダクト、タワー、電柱、マンホールなど)を所有する事業者が、他の電気通信事業者にパッシブインフラへのアクセスを共有することが義務付けられています。また、政令 46 号は、電気通信ネットワーク事業者間の電気通信ネットワークの賃貸及び非電気通信事業者(例えば、放送機関)による電気通信ネットワークの賃貸も規定しています。これらの共用化により、インドネシアの電気通信関連の複数の事業分野で効率化及び開発が促進されるものと期待されています。

利用権費用の支払義務の撤廃

政令 46 号では、人口衛星を軌道上で利用する電気通信事業者がいわゆる「利用権費用」(Biaya Hak Penggunaan)を支払う必要がなくなりました。

義務的出資に関する変更

ユニバーサルサービス義務に関して、従来の規制は、どの電気通信事業者がどのような出資をしなければならないかを明確に規定していました。例えば、ローカル固定網事業者には、特定のユニバーサルサービス区域における電気通信網の構築及び運用義務が課せられていましたが、ローカル固定網事業者以外のネットワーク事業者には、接続料の支払義務が課せられていました。このような規制は政令 46 号によって撤廃されたため、今後はインドネシア通信情報大臣がこの事項を決定する広範な権限を有することになる可能性があります。また、政令 46 号は、電気通信事業者が総収入の一定割合の金銭を出資しなければならないことを明示しています。金銭出資以外の拠出も可能と思われるが、政令 46 号は、他の拠出方法は規定していません。この点は、実施規則において更に明確にされることが望まれます。この分野がどのように発展していくのか、また、政令 46 号による改正が、どのようにインドネシアの通信事業の発展を促進し、デジタル・トランスフォーメーションを加速していくのか注視する必要があります。

放送及び伝送網設備の建設義務の撤廃

放送目的の特定電気通信事業者(以下「STO」といいます。)が自社で放送及び伝送網設備を構築する義務が撤廃されました。この規制緩和により、STO は、他者から施設を借り入れることを含め、柔軟に事業を行うことが可能となります。

C. 放送事業

政令 46 号は、規制が重複しないよう、従前放送事業者に課されていた、定款変更の通信情報省への届出義務を撤廃しました。この規制緩和は、インドネシア政府が投資環境を改善する努力の一環となります。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y.yoshimoto@nishimura.com

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



ジェン エリザベス ドノウ
Jeanne Elisabeth Donauw

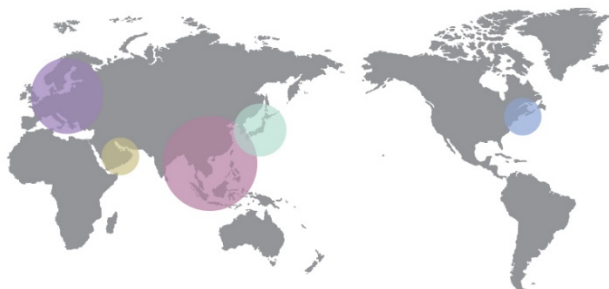
提携事務所パートナー ジャカルタオフィス*1 Walalangi & Partners

jdonauw@wplaws.com

ジェン・エリザベス・ドノウは、インドネシア弁護士であり、インドネシア投資案件を中心とする企業法務全般に従事し、20 年の実務経験を有しています。これまで、様々な業種のクライアントに対して、インドネシアにおける複雑かつ洗練された投資、買収、企業再編の支援などのさまざまな取引を支援してきました。ワランギ&パートナーズ法律事務所に入所する前は、国際的な法律事務所のインドネシア事務所のパートナー弁護士として勤務していました。

*1 提携事務所、Associate office

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也
Dominik Kruse

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。